介護サービス事業者

基準確認シート

（令和６年度版）

令和７年４月

居宅介護支援

指定番号

事業所名称

所在地

電話番号

記入者名

記入年月日　　　　　　　　　年　　　　　月　　　　　日



基準確認シートについて

１　趣旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員及び運営並びに介護給付費の算定に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

２　実施方法

①　毎年定期的に基準確認を行って下さい。

②　複数の職員で検討の上、点検してください。

③　点検結果について、該当する項目へチェックを入れてください。

３　留意事項

1. 事業所への運営指導が行われるときは、併せて１ページ目の「事業所概要」を記入し、他の必要書類とともに市へ提出してください。この場合、控えを必ず保管してください。
2. 基本となる省令（条例）、告示及び通知での令和６年４月の改正・適用部分には下線を附しています。項目自体が新設の場合は、項目に【新】を附しています。
3. この「基準確認シート」は、令和７年４月８日までの情報により作成しています。省令や告示、通知などは随時改正される場合がありますので、必要に応じて、厚生労働省のウェブサイト「介護保険最新情報」などを確認してください。

|  |
| --- |
| 「根拠法令」の欄は、次を参照してください。 |
| ○ | 条例 | … | さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成２６年さいたま市条例第８７号） |
| ○ | 法 | … | 介護保険法（平成９年12月17日法律第123号） |
| ○ | 施行令 | … | 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号） |
| ○ | 施行規則 | … | 介護保険法施行規則（平成11年３月31日厚生省令第36号） |
| ○ | 「平１１厚令３８」 | … | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年３月３１日厚生省令第３８号） |
| ○ | 「平１１老企２２」 | … | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成１１年７月２９日老企第２２号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 「平１２厚告２０」 | … | 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生省告示第２０号） |
| ○ | 「平１２老企３６」 | … | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成１２年３月１日老企第３６号厚生省老人保健福祉局企画課長通知） |
| ○ | 「平２７厚労告９４」 | … | 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９４号） |
| ○ | 「平２７厚労告９５」 | … | 厚生労働大臣が定める基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９５号） |
| ○ | 「平２７厚労告９６」 | … | 厚生労働大臣が定める施設基準（平成２７年３月２３日厚生労働省告示第９６号） |
| ○ | 「平２１厚労告８３」 | … | 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成２１年３月１３日厚生労働省告示第８３号） |
| ○ | 「高齢者虐待防止法」 | … | 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号） |

基準確認シート　目　次

| 項目 | 内　　容 | ページ |
| --- | --- | --- |
| **第1** | **基本方針** |  |
| 1-1 | 居宅介護支援の基本方針 | 2 |
| **第2** | **人員に関する基準** |  |
| 2-1 | 用語の定義 | 2 |
| 2-2 | 介護支援専門員 | 3 |
| 2-3 | 管理者 | 3 |
| **第3** | **運営に関する基準** |  |
| 3-1 | 内容及び手続きの説明及び同意 | 4 |
| 3-2 | 提供拒否の禁止 | 6 |
| 3-3 | サービス提供困難時の対応 | 6 |
| 3-4 | 受給資格等の確認 | 7 |
| 3-5 | 要介護認定の申請に係る援助 | 7 |
| 3-6 | 身分を証する書類の携行 | 7 |
| 3-7 | 利用料等の受領 | 7 |
| 3-8 | 保険給付の請求のための証明書の交付 | 7 |
| 3-9 | 指定居宅介護支援の基本取扱方針 | 7 |
| 3-10 | 指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | 7 |
| 3-11 | 法定代理受領サービスに係る報告 | 20 |
| 3-12 | 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 20 |
| 3-13 | 利用者に関する市町村への通知 | 20 |
| 3-14 | 管理者の責務 | 20 |
| 3-15 | 運営規程 | 21 |
| 3-16 | 勤務体制の確保 | 21 |
| 3-17 | 業務継続計画の策定等 | 22 |
| 3-18 | 設備及び備品等 | 23 |
| 3-19 | 従業者の健康管理 | 24 |
| 3-20 | 感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | 24 |
| 3-21 | 掲示 | 25 |
| 3-22 | 秘密保持 | 26 |
| 3-23 | 広告 | 26 |
| 3-24 | 居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | 26 |
| 3-25 | 苦情処理 | 27 |
| 3-26 | 事故発生時の対応 | 27 |
| 3-27 | 虐待の防止 | 28 |
| 3-28 | 会計の区分 | 30 |
| 3-29 | 記録の整備 | 30 |
| 3-30 | 電磁的記録等 | 30 |
| **第4** | **変更の届出** |  |
| 4-1 | 変更の届出 | 32 |
| **第5** | **介護給付費の算定及び取扱い** |  |
| 5-1 | 基本的事項 | 32 |
| 5-2 | 居宅介護支援費 | 33 |
| 5-3 | 【新】高齢者虐待防止措置未実施減算 | 34 |
| 5-4 | 【新】業務継続計画未策定減算 | 35 |
| 5-5 | 【新】同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 35 |
| 5-6 | 運営基準減算 | 36 |
| 5-7 | 中山間地域等居住者加算 | 37 |
| 5-8 | 特定事業所集中減算 | 37 |
| 5-9 | サービス種類相互間の算定関係 | 39 |
| 5-10 | 初回加算 | 39 |
| 5-11 | 特定事業所加算 | 40 |
| 5-12 | 特定事業所医療介護連携加算 | 44 |
| 5-13 | 入院時情報連携加算 | 45 |
| 5-14 | 退院・退所加算 | 46 |
| 5-15 | 通院時情報連携加算 | 48 |
| 5-16 | 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 48 |
| 5-17 | ターミナルケアマネジメント加算 | 48 |

**事業所概要**

**サービス提供体制等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 当該居宅介護支援事業所において、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（注1）を行っている場合 | [ ] 　介護予防支援事業所の指定を併せて受けている[ ] 　地域包括支援センターから「介護予防支援業務」の委託を受けている[ ] 　地域包括支援センターから「介護予防ケアマネジメント業務」の委託を受けている | ※該当する区分にチェックを入れてください |
| 居宅介護支援費（Ⅱ）に係る体制届を行っている場合 | ケアプランデータ連携システム又はと同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムの活用（注2）の有無 | [ ] 　有[ ] 　無 |
| 事務職員の配置（注3）の有無 | [ ] 　有[ ] 　無 |
| 併設又は隣接する高齢者向け集合住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」） | （　有　・　無　）「有」の場合、当該高齢者向け集合住宅の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 他の併設事業所の種別（介護サービス） | 例）訪問介護、通所介護（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

注１　介護予防ケアマネジメント：　介護予防・日常生活支援総合事業の第一号介護予防支援事業

注2　ケアプランデータ連携システム（居宅介護支援事業所と介護サービス事業所との間で毎月やりとりされるケアプランの一部情報をデータ連携するシステムで、公益社団法人国民健康保険中央会が運用しているシステム）又はと同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムをインストールしていること。（当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問わない。）

注3　当該事業所の介護支援専門員が行う居宅介護支援に係る一連の業務等の負担軽減や効率化に資する事務職員を配置していること。（常勤の必要はない。当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められる。勤務時間数は特段の定めを設けていないが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要がある。）

**利用者数・介護支援専門員の員数・取扱件数**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 基準月の前々月 | 基準月の前月 | 基準月（注4） |
| 令和　　年　　月 | 令和　　年　　月 | 令和　　年　　月 |
| 利用者数　（月末に給付管理を行った利用者の数） |  |  |  |
|  | 居宅介護支援の提供を受ける利用者数（要介護者）　・・・Ａ |  |  |  |
|  | 【介護予防支援事業所の指定を受けている場合】又は【介護予防支援業務の委託を受けている場合】介護予防支援の提供を受ける利用者数（要支援者）（注1）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・Ｂ |  |  |  |
|  | 　 Ｂ×１／３（該当月が令和６年３月以前は、１／２） ・・・Ｃ |  |  |  |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Ａ＋Ｃ　・・・Ｄ |  |  |  |
| 介護支援専門員の員数 |  |  |  |
|  | 　常勤（注2）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　・・・Ｅ |  |  |  |
|  | 　非常勤（常勤換算方法で計算した員数）（注3）　・・・Ｆ |  |  |  |
|  | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 　　　Ｅ＋Ｆ　・・・Ｇ |  |  |  |
| 取扱件数　　Ｄ÷Ｇ　（小数点第２位以下切り捨て） |  |  |  |

注1　地域包括支援センターから「介護予防ケアマネジメント業務」の委託を受けている場合で、介護予防ケアマネジメントの提供を受ける利用者数は含まない。

注2　介護支援専門員の管理者について、管理者としての業務に専念し、ケアマネジメント業務にまったく従事していない場合は、常勤１として算入しない。

注3　（非常勤の１か月の勤務時間数の合計÷当該月の日数×７）÷常勤の従業者の１週間の勤務時間数　（小数点第２位以下切り捨て）

注４　基準月は運営指導実施日の前々月とする。

基準確認シート

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **項目** | **自主点検のポイント** | **点検結果** | **根拠法令** |
| **第１　基本方針** |
| 1-1居宅介護支援の基本方針 | (1)　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第2条第1項平11厚令38第1条の2第1項 |
| (2)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第2条第2項平11厚令38第1条の2第2項 |
| (3)　居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう公正中立に行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第2条第3項平11厚令38第1条の2第3項 |
| (4)　事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者等との連携に努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第2条第4項平11厚令38第1条の2第4項 |
| (5)　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第2条第5項平11厚令38第1条の2第5項 |
| (6)　法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第2条第6項平11厚令38第1条の2第6項 |
| ※　居宅介護支援を行うに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものです。 |  | 法第118条の2 |
| **第２　人員に関する基準** |
| 2-1用語の定義 | **「常勤」**当該事業所における勤務時間（当該事業所において、居宅介護支援以外の事業を行っている場合には、当該事業に従事している時間を含む。）が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする。）に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とします。同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、その勤務時間が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。例えば、同一の事業者によって訪問介護事業所が併設されている場合、訪問介護事業所の管理者と居宅介護支援事業所の管理者を兼務している者は、その勤務時間が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすことになります。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が「産前産後休業」、「母性健康管理措置」、「育児休業」、「介護休業」、「育児休業に準ずる休業」を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことができます。 |  | 平11老企22第二の2の(3)の① |
| **「専らその職務に従事する」**原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものです。 |  | 平11老企22第二の2の(3)の② |
| 2-2介護支援専門員 | (1)　事業所ごとに常勤の介護支援専門員を１人以上置いていますか。※　介護支援専門員は、事業所の営業時間中は、常に利用者からの相談等に対応できる体制を整えている必要があり、介護支援専門員がその業務上の必要性から、又は他の業務を兼ねていることから、事業所に不在となる場合であっても、管理者、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に介護支援専門員に連絡が取れる体制としておく必要があります。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第4条第1項平11厚令38第2条第1項平11老企22第二の2の(1) |
| (2)　(1)に規定する員数の基準は、利用者の数（当該居宅介護支援事業者が介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者から委託を受けて、当該居宅介護支援事業所において介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が４４又はその端数を増すごとに１となっていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第4条第2項平11厚令38第2条第2項 |
| (3)　(2)の規定にかかわらず、居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合、(1)に規定する員数の基準は、利用者の数が４９又はその端数を増すごとに１となっていますか。※　常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数（当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者から委託を受けて、当該居宅介護支援事業所において介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における介護予防支援の利用者の数に３分の１を乗じた数を加えた数。以下同じ。）４４人（当該居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システム又は同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は４９人）に対して１人を基準とするものであり、利用者の数が４４人（当該居宅介護支援事業所においてケアプランデータ連携システム又は同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合は４９人）又はその端数を増すごとに増員するものとします。ただし、当該増員に係る介護支援専門員については非常勤とすることを妨げるものではありません。　　なお、地域における介護支援専門員や居宅介護支援事業所の充足状況等も踏まえ、緊急的に利用者を受け入れなければならない等のやむを得ない理由により利用者の数が当該基準を超えてしまった場合においては、直ちに運営基準違反となるものではありません。※　事務職員の配置については、その勤務形態は常勤の者でなくても差し支えありません。また、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第4条第3項平11厚令38第2条第3項平11老企22第二の2の(1) |
| (4)　非常勤の介護支援専門員は、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の常勤専従の介護支援専門員と兼務となっていませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平11老企22第二の2の(1) |
| 2-3管理者 | (1) 事業所ごとに、常勤の管理者を置いていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第5条第1項平11厚令38第3条第1項 |
| (2) 管理者は主任介護支援専門員をあてていますか。※　令和3年3月31日までに指定を受けている事業所（同日において当該事業所における管理者が主任介護支援専門員でないものに限る。）については、令和9年3月31日までの間は、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができます。※　令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予することとしていますが、居宅介護支援事業所における業務管理や人材育成の取組を促進する観点から、経過措置期間の終了を待たず、管理者として主任介護支援専門員を配置することが望ましいです。※　以下のような、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合は、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とします。・　本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届け出た場合　　なお、この場合、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を１年間猶予するとともに、当該地域に他に居宅介護支援事業所がない場合など、利用者保護の観点から特に必要と認められる場合には、保険者の判断により、この猶予期間を延長することができます。・　特別地域居宅介護支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合（さいたま市内の事業所は該当しません。） | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第5条第2項平11厚令38第3条第2項平成30年厚生労働省令第4号附則第3条平成30年条例第16号附則第2項平11老企22第二の2の(2) |
| (3) 管理者は専らその職務に従事していますか。※　ただし、次の場合は、必ずしも常勤専従の管理者でなくても差し支えないとされています。　①　当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合　②　他の事業所の職務に従事する場合（その管理する居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）　　　※　他の事業所とは、必ずしも居宅サービス事業所に限るものではなく、例えば、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、病院、診療所、薬局等の業務に従事する場合も、当該居宅介護支援事業所の管理に支障がない限り認められるものです。※　管理者は、当該居宅介護支援事業所の営業時間中は、常に利用者からの利用申込等に対応できる体制を整えている必要があります。管理者が介護支援専門員を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制としておく必要があります。※　訪問系サービスの事業所において訪問サービスそのものに従事する従業者と兼務する場合（当該訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）及び事故発生時や災害発生等の緊急時において管理者自身が速やかに当該居宅介護支援事業所又は利用者の居宅に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられます。また、併設する事業所に原則として常駐する老人介護支援センターの職員、訪問介護、訪問看護等の管理者等との兼務は可能と考えられます。なお、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の常勤専従の介護支援専門員との兼務は認められません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第5条第3項平11厚令38第3条第3項平11老企22第二の2の(2) |
| **第３　運営に関する基準** |
| 3-1内容及び手続の説明及び同意 | (1)　居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、居宅介護支援の提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下のとおりです。　①　運営規程の概要　②　介護支援専門員の勤務の体制　③　秘密の保持④　事故発生時の対応⑤　苦情処理の体制等※　重要事項を説明書やパンフレット等の文書を交付して説明を行い、同意を得なければなりません。また、職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。※　同意は、利用者及び居宅介護支援事業者双方の保護の立場から、書面（重要事項説明書）によって確認することが望ましいとされています。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第6条第1項平11厚令38第4条第1項平11老企22第二の3の(2)平11老企22第二の3の(2) |
| (2)　居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が基準第１条の２に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ていますか。※　居宅介護支援は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は基準第１条の２の基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものです。　　このため、居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めること等につき十分説明を行わなければなりません。なお、この内容を利用申込者又はその家族に説明を行うに当たっては、併せて、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき説明を行うとともに、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うことや、それを理解したことについて利用申込者から署名を得ることが望ましいです。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第6条第2項平11厚令38第4条第2項平11老企22第二の3の(2) |
| (3)　居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前６月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前６月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めていますか。※　居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならないこと等を踏まえ、前６月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この(3)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前６月間に当該居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位３位まで）等につき十分説明を行い、理解を得るよう努めなければなりません。この前６月間については、毎年度２回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とします。　　　①前期（３月１日から８月末日）　　　②後期（９月１日から２月末日）　　なお、説明については、居宅介護支援の提供の開始に際し行うものとしますが、その際に用いる当該割合等については、直近の①若しくは②の期間のものとします。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第6条第3項平11厚令38第4条第3項平11老企22第二の3の(2) |
| (4)　居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合、利用者に係る介護支援専門員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう利用者又はその家族に求めていますか。※　利用者が病院又は診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながります。　　(4)は、居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものです。　　より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましいです。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第6条第4項平11厚令38第4条第4項平11老企22第二の3の(2) |
| 【(1)の重要事項説明書の交付に代えて電磁的方法による重要事項の提供】①　事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができます。この場合において、当該事業者は、当該文書を交付したものとみなされます。　一　電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの　　イ　事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法　　ロ　事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)　二　電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法②　上記①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければなりません。③　上記①の「電子情報処理組織」とは、事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。④　事業者は、上記①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。　一　上記①に規定する方法のうち事業者が使用するもの　二　ファイルへの記録の方式⑤　上記④の規定による承諾を得た事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはなりません。　　ただし、当該利用申込者又はその家族が再び上記④の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。 |  | 条例第6条第5～9項平11厚令38第4条第5～9項 |
| 3-2提供拒否の禁止 | 正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒んでいませんか。※　サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合等です。　①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合　②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合　③　利用申込者が他の居宅介護支援事業者にも併せて居宅介護支援の依頼を行っていることが明らかな場合 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第7条平11厚令38第5条平11老企22第二の3の(3) |
| 3-3サービス提供困難時の対応 | 　通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第8条平11厚令38第6条 |
| 3-4受給資格等の確認 | 居宅介護支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第9条平11厚令38第7条 |
| 3-5要介護認定の申請に係る援助 | (1)　被保険者の要介護認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第10条第1項平11厚令38第8条第1項 |
| (2)　居宅介護支援の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第10条第2項平11厚令38第8条第2項 |
| (3)　要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第10条第3項平11厚令38第8条第3項 |
| 3-6身分を証する書類の携行 | 　事業者は、当該事業所の介護支援専門員に身分を証する書類（介護支援専門員証）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第11条平11厚令38第9条 |
| 3-7利用料等の受領 | (1)　居宅介護支援（居宅介護サービス計画費が事業者に支払われる代理受領ではなく、償還払いとなる場合）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と居宅介護サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じていませんか。※　償還払いの場合の利用料の額と、代理受領がなされる場合の費用の額との間に、不合理な差額を設けてはならないこととするとともに、償還払いの場合であっても原則として利用者負担が生じないこととする趣旨です。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第12条第1項平11厚令38第10条第1項平11老企22第二の3の(6)① |
| (2)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第12条第2項平11厚令38第10条第2項平11老企22第二の3の(6)② |
| (3)　(2)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第12条第3項平11厚令38第10条第3項 |
| (4)　サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 法第41条第8項 |
| (5)　領収証に、居宅介護支援について利用者から支払を受けた費用の額及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 施行規則第78条 |
| 3-8保険給付の請求のための証明書の交付 | 提供した居宅介護支援について利用料の支払を受けた場合（償還払いとなる場合）は、当該利用料の額等を記載した居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第13条平11厚令38第11条 |
| 3-9指定居宅介護支援の基本取扱方針 | (1)　居宅介護支援は、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第14条第1項平11厚令38第12条第1項 |
| (2)　事業者は、自ら提供する居宅介護支援の質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第14条第2項平11厚令38第12条第2項 |
| 3-10指定居宅介護支援の具体的取扱方針 | ※　利用者の課題分析（6）から担当者に対する個別サービス計画の提出依頼（12）に掲げる一連の業務については、基準第1条の２に掲げる基本方針を達成するために必要となる業務を列記したものであり、基本的にはこのプロセスに応じて進めるべきものですが、緊急的なサービス利用等やむを得ない場合や効果的・効率的に行うことを前提とするものであれば、業務の順序について拘束するものではありません。　　ただし、その場合にあっても、それぞれ位置付けられた個々の業務は、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応しなければなりません。 |  | 平11老企22第二の3の(8) |
| (1)　管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第1号平11厚令38第13条第1号 |
| (2)　居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。※　居宅介護支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。このためには、居宅介護支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、介護支援専門員は、居宅介護支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第2号平11厚令38第13条第2号平11老企22第二の3の(8)② |
| (2-2)　居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第2号の2平11厚令38第13条第2号の2 |
| (2-3)　上記(2-2)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。※　上記(2-2)、(2-3)は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。※　緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。　　なお、当該記録は、５年間保存しなければなりません。※　「身体拘束ゼロへの手引き」（平成13年・厚生労働省）では、身体拘束等を行うことが認められている「緊急やむを得ない場合」とは、次の①～③の要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られるとしています。また、同手引きに、「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」（参考例）が示されています。①切迫性（利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）②非代替性（身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと）1. 一時性（身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること）
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第2号の3平11厚令38第13条第2号の3平11老企22第二の3の(8)③条例第31条第2項 |
| (3)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に居宅サービス等の利用が行われるようにしていますか。※　利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状況等に応じて、継続的かつ計画的に居宅サービスが提供されることが重要です。　　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成又は変更に当たり、継続的な支援という観点に立ち、計画的に居宅サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、支給限度額の枠があることのみをもって、特定の時期に偏って継続が困難な、また必要性に乏しい居宅サービスの利用を助長するようなことがあってはなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第3号平11厚令38第13条第3号平11老企22第二の3の(8)④ |
| (4)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて居宅サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。※　居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成さっることが重要です。　　このため、居宅サービス計画の作成又は変更に当たっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的活動によるサービス等、更には、こうしたサービスと併せて提供される精神科訪問看護等の医療サービス、はり師・きゅう師による施術、保健師・看護師・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師による機能訓練なども含めて居宅サービス計画に位置付けることにより総合的な計画となるよう努めなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第4号平11厚令38第13条第5号平11老企22第二の3の(8)⑤ |
| (5)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に提供していますか。※　介護支援専門員は、利用者自身がサービスを選択することを基本に、これを支援するものです。　　このため、介護支援専門員は、利用者によるサービスの選択に資するよう、利用者から居宅サービス計画案の作成にあたって複数の居宅サービス事業者等の紹介の求めがあった場合等には誠実に対応するとともに、居宅サービス計画案を利用者に提示する際には、当該利用者が居住する地域の居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとします。※　特定の居宅サービス事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のサービスのみによる居宅サービス計画原案を最初から提示するようなことがあってはなりません。※　例えば集合住宅等において、特定の居宅サービス事業者のサービスを利用することを、選択の機会を与えることなく入居条件とするようなことはあってはなりませんが、居宅サービス計画についても、利用者の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業者のみを居宅サービス計画に位置付けるようなことはあってはなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第5号平11厚令38第13条第5号平11老企22第二の3の(8)⑥ |
| (6)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、既に提供を受けている居宅サービス等のその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。※　居宅サービス計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要です。このため、介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に先立ち利用者の課題分析を行うこととなります。※　課題分析とは、利用者の有する日常生活上の能力や利用者が既に提供を受けている居宅サービスや介護者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要です。※　課題分析は、介護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、利用者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。　　課題分析の方法についは、「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）を参照してください。　　「課題分析標準項目」は、令和5年10月16日に大幅な改正が行われています。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第6号平11厚令38第13条第6号平11老企22第二の3の(8)⑦ |
| (7)　介護支援専門員は、解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。※　利用者が入院中であることなど物理的な理由がある場合を除き、必ず利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければなりません。※　この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要ですので、介護支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得てください。※　当該アセスメントの結果について記録するとともに、当該記録は、５年間保存しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第7号平11厚令38第13条第7号平11老企22第二の3の(8)⑧条例第31条第2項　　　　 |
| (8)①　介護支援専門員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討していますか。　 ②　介護支援専門員は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した居宅サービス計画の原案を作成していますか。※　介護支援専門員は、居宅サービス計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、居宅サービス計画原案を作成しなければなりません。※　居宅サービス計画原案は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、利用者の家族の希望及び当該地域における居宅サービス等が提供される体制を勘案した上で、実現可能なものとする必要があります。※　居宅サービス計画原案には、利用者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題を記載した上で、提供されるサービスについて、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には居宅サービス計画及び各居宅サービス等の評価を行い得るようにすることが重要です。※　提供されるサービスの目標とは、利用者がサービスを受けつつ到達しようとする目標を指すもので、サービス提供事業者側の個別のサービス行為を意味するものではない事に留意する必要があります。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第8号平11厚令38第13条第8号平11老企22第二の3の(8)⑨ |
| (9)　介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等の担当者(以下「担当者」という。)を招集して行う会議）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。　　ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。※　介護支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い居宅サービス計画とするため、各サービスが共通の目標を達成するために具体的なサービスの内容として何ができるかなどについて、利用者やその家族、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を当該担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。※　利用者やその家族の参加が望ましくない場合（家庭内暴力等）には、必ずしも参加を求めるものではないことに留意してください。※　「やむを得ない理由がある場合」については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとしていますが、この場合にも、緊密に相互の情報交換を行うことにより、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにする必要があります。※　「やむを得ない理由がある場合」次の場合が想定されます。①　利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師等の意見を勘案して必要と認める場合②　開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合③　居宅サービス計画の変更であって、利用者の状態に大きな変化が見られない等における軽微な変更の場合　※　「軽微な変更」の内容については、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日老介発0331第1号等）の別添４を参照してください。※　末期の悪性腫瘍の利用者について必要と認める場合とは、主治の医師等が日常生活上の障害が１ヶ月以内に出現すると判断した時点以降において、主治の医師等の助言を得た上で、介護支援専門員がサービス担当者に対する照会等により意見を求めることが必要と判断した場合を想定しています。また、サービス種類や利用回数の変更等を利用者に状態変化が生じるたびに迅速に行っていくことが求められるため、日常生活上の障害が出現する前に、今後利用が必要と見込まれる居宅サービス等の担当者を含めた関係者を招集した上で、予測される状態変化と支援の方向性について関係者間で共有しておくことが望ましいとされています。※　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、５年間保存しなければなりません。※　サービス担当者会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（テレビ電話装置等）を活用して行うことができます。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について、利用者又は家族の同意を得なければなりません。※　テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第9号平11厚令38第13条第9号平11老企22第二の3の(8)⑩条例第31条第2項 |
| (10)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。※　居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス等の選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画は利用者の希望を尊重して作成されなければなりません。利用者に選択を求めることは介護保険制度の基本理念です。※　当該計画原案の作成に当たって、これに位置付けるサービスについて、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重することとともに、作成された居宅サービス計画の原案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。※　説明及び同意を要する居宅サービス計画の原案とは、次の標準様式に相当するものすべてを指します。　　第１表・第２表：居宅サービス計画書（１）（２）　　第３表：週間サービス計画表　　第６表：　年　月サービス利用票　　第７表：サービス利用票別表　　※　「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月12日老企第29号）に示す標準様式 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第10号平11厚令38第13条第10号平11老企22第二の3の(8)⑪ |
| (11)　介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。※　担当者に対して居宅サービス計画を交付する際には、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する居宅サービス等の当該計画(以下「個別サービス計画」という。)における位置付けを理解できるように配慮する必要があります。※　居宅サービス計画は、５年間保存しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第11号平11厚令38第13条第11号平11老企22第二の3の(8)⑫条例第31条第2項 |
| (12)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等の居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めていますか。※　居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要です。　　このため、担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性について確認することとしたものです。なお、介護支援専門員は、担当者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要であることから、居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認は、居宅サービス計画を担当者に交付したときに限らず、必要に応じて行うことが望ましいです。　　さらに、サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第12号平11厚令38第13条第12号平11老企22第二の3の(8)⑬ |
| (13)　介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行っていますか。※　居宅介護支援は、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために介護支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行い、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合等必要に応じて居宅サービス計画の変更、居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとします。利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する居宅サービス事業者等により把握されることも多いことから、介護支援専門員は、サービス担当者と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われる体制の整備に努めなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第13号平11厚令38第13条第13号平11老企22第二の3の(8)⑭ |
| (13-2)　介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師等又は薬剤師に提供していますか。※　利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報です。　　このため、居宅介護支援の提供に当たり、例えば、・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している ・薬の服用を拒絶している ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている ・口臭や口腔内出血がある ・体重の増減が推測される見た目の変化がある・食事量や食事回数に変化がある ・下痢や便秘が続いている ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況　等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとします。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第13号の2平11厚令38第13条第13号の2平11老企22第二の3の(8)⑭ |
| (14)　介護支援専門員は、(13)に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより実施していますか。①　少なくとも１月に１回、利用者に面接すること。②　①の面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。(1)　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。(2)　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。(ⅰ)　利用者の心身の状況が安定していること。(ⅱ)　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。(ⅲ)　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。③　少なくとも１月に１回、モニタリングの結果を記録すること。※　介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治の医師、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、当該居宅サービス事業者等の担当者との連携により、モニタリングが行われている場合においても、特段の事情のない限り、少なくとも１月に１回は利用者と面接を行い、かつ、少なくとも１月に１回はモニタリングの結果を記録することが必要です。また、面接は、原則、利用者の居宅を訪問することにより行うこととします。※　ただし、上記②の(1)及び(2)の要件を満たしている場合であって、少なくとも２月に１回利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができます。なお、テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等においては、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当です。※　テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。　　テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、以下のイからホに掲げる事項について留意する必要があります。イ　文書により利用者の同意を得る必要があり、その際には、利用者に対し、テレビ電話装置等による面接のメリット及びデメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は２月に１回であること等）を懇切丁寧に説明することが重要です。なお、利用者の認知機能が低下している場合など、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、後述のロの要件の観点からも、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されません。 ロ　利用者の心身の状況が安定していることを確認するに当たっては、主治の医師等による医学的な観点からの意見や、以下に例示する事項等も踏まえて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要です。 ・介護者の状況の変化が無いこと。 ・住環境に変化が無いこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む） ・サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変更が無いこと ハ　テレビ電話装置等を活用して面接を行うに当たっては、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の応対ができる必要があります。なお、テレビ電話装置等の操作については、必ずしも利用者自身で行う必要はなく、家族等の介助者が操作を行うことは差し支えありません。 ニ　テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所の担当者からの情報提供により補完する必要があります。この点について、サービス事業所の担当者の同意を得るとともに、サービス事業所の担当者の過度な負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量については留意が必要です。なお、サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、別途通知（※）する「モニタリングに係る情報連携シート」を参考にしてください。　　　※　居宅介護支援費の入院時情報連携加算及び退院・退所加算に係る様式例の提示について（平成21年3月13日老振発0313001号）別紙３ホ　主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治の医師への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されますが、いずれの場合においても、合意に至るまでの過程を記録しておくことが必要です。※　「特段の事情」とは、利用者の事情により、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することができない場合を主として指すものであり、介護支援専門員に起因する事情は含まれません。さらに、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要です。※　モニタリングの結果の記録は、５年間保存しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第14号平11厚令38第13条第14号平11老企22第二の3の(8)⑮条例第31条第2項 |
| (15)　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、居宅サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。　　①要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合　②要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができます。※　ここでいう「やむを得ない理由がある場合」とは、開催の日程調整を行ったが、サービス担当者の事由により、サービス担当者会議への参加が得られなかった場合や居宅サービス計画の変更から間もない場合で利用者の状態に大きな変化が見られない場合等が想定されます。※　当該サービス担当者会議の要点又は当該担当者への照会内容について記録するとともに、当該記録は、５年間保存しなければなりません。　また、上記担当者からの意見により、居宅サービス計画の変更の必要がない場合においても、記録の記載及び保存について同様です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第15号平11厚令38第13条第15号平11老企22第二の3の(8)⑯条例第31条第2項 |
| (16)　介護支援専門員は、(3)から(12)までの規定は、(13)に規定する居宅サービス計画の変更についても、同様に取り扱っていますか。※　介護支援専門員は、居宅サービス計画を変更する際には、原則として、(3)から(12)までに規定された居宅サービス計画の作成に当たっての一連の業務を行うことが必要です。　なお、利用者の希望による軽微な変更（例えば、サービス提供日時の変更等で、介護支援専門員が(3)から(12)までに掲げる一連の業務を行う必要性がないと判断したもの）を行う場合には、この必要はないものとします。　ただし、この場合においても、介護支援専門員が、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、(13)に規定したとおりです。　※　｢軽微な変更｣の内容については、「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」（令和3年3月31日老介発0331第1号等）の別添３を参照してください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第16号平11厚令38第13条第16号平11老企22第二の3の(8)⑰ |
| (17)　介護支援専門員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。※　介護保険施設はそれぞれ医療機能等が異なることに鑑み、主治医の意見を参考にする、主治医に意見を求める等をして介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行ってください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第17号平11厚令38第13条第17号平11老企22第二の3の(8)⑱ |
| (18)　介護支援専門員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行っていますか。※　あらかじめ、居宅での生活における介護上の留意点等の情報を介護保険施設等の従業者から聴取する等の連携を図るとともに、居宅での生活を前提とした課題分析を行った上で居宅サービス計画を作成する等の援助を行うことが重要です。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第18号平11厚令38第13条第18号平11老企22第二の3の(8)⑲ |
| (18-2)　介護支援専門員は厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。※　厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号)①回数（要介護状態区分に応じて、次の回数）要介護１　１月につき２７回要介護２　１月につき３４回要介護３　１月につき４３回要介護４　１月につき３８回要介護５　１月につき３１回②生活援助が中心である訪問介護※　訪問介護（生活援助が中心である訪問介護に限る。以下同じ。）の利用回数が統計的に見て通常の居宅サービス計画よりかけ離れている場合には、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。このため、一定回数以上の訪問介護を位置づける場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものです。届出にあたっては、当該月において作成又は変更（(16)おける軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画のうち一定回数以上の訪問介護を位置づけたものについて、翌月の末日までに市町村に届け出ることとします。なお、ここで言う当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画を言います。※　居宅サービス計画の届出頻度について、一度市が検証した居宅サービス計画の次回の届出は、１年後でよいものとします。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第18号の2平11厚令38第13条第18号の2平11老企22第二の3の(8)⑳ |
| (18-3)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費等の総額が区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出ていますか。※　指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第336号)①居宅サービス計画に位置付けられた居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費等の総額が区分支給限度基準額に占める割合　７０／１００以上②訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合　６０／１００以上※　居宅サービス計画に位置づけられた居宅サービス等合計単位数が区分支給限度基準額（単位数）に占める割合や訪問介護に係る合計単位数が居宅サービス等合計単位数に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、市町村が確認し、必要に応じて是正を促していくことが適当です。このため、当該基準に該当する場合にその必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないことを規定するものです。　　届出にあたっては、当該月において作成又は変更（(16）における軽微な変更を除く。）した居宅サービス計画に位置づけられたサービスが当該基準に該当する場合には、市町村に届け出ることとします。なお、ここでいう当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいいます。※　居宅サービス計画の届出頻度について、一度市町村が検証した居宅サービスの計画の次回の届出は、１年後でもよいものとします。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第18号の3平11厚令38第13条第18号の3平11老企22第二の3の(8)㉑ |
| (19)　介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めていますか。※　訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）については、主治の医師等がその必要性を認めたものに限られます。　介護支援専門員は、これらの医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合にあっては主治の医師等の指示があることを確認しなければなりません。※　このため、利用者がこれらの医療サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めなければなりません。※　特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましいです。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第19号平11厚令38第13条第19号平11老企22第二の3の(8)㉒ |
| (19-2)　(19)の場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付していますか。※　主治の医師等とのより円滑な連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付しなければなりません。なお、交付の方法については、対面のほか、郵送やメール等によることも差し支えありません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第19号の2平11厚令38第13条第19号の2平11老企22第二の3の(8)㉒ |
| (20)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限り行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第20号平11厚令38第13条第20号 |
| 　　　また、医療サービス以外の居宅サービス等を位置付ける場合にあっては、当該居宅サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平11老企22第二の3の(8)㉒ |
| (21)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。※　短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な運用を求めるものではありません。　　従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第21号平11厚令38第13条第21号平11老企22第二の3の(8)㉓ |
| (22)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第22号平11厚令38第13条第22号 |
| 　　　介護支援専門員は、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催し、継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証をした上で、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合にはその理由を居宅サービス計画に記載していますか。※　福祉用具貸与については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。※　貸与と販売の選択制となっている対象福祉用具（固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）及び多点杖）を居宅サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、3-10の(5)の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければなりません。　　なお、対象福祉用具の提案を行う際、利用者の心身の状況の確認に当たっては、利用者へのアセスメントの結果に加え、医師やリハビリテーション専門職等からの意見聴取、退院・退所前カンファレンス又はサービス担当者会議等の結果を踏まえることとし、医師の所見を取得する具体的な方法は、主治医意見書による方法のほか、診療情報提供書又は医師から所見を聴取する方法が考えられます。※　福祉用具貸与については、居宅サービス計画作成後必要に応じて随時サービス担当者会議を開催して、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について専門的意見を聴取するとともに検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画に記載しなければなりません。なお、対象福祉用具の場合については、福祉用具専門相談員によるモニタリングの結果も踏まえてください。【要介護１の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける　場合の取扱い】※　介護支援専門員は、要介護１の利用者（軽度者）の居宅サービス計画に福祉用具貸与を位置付ける場合には、「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等」（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号のイで定める状態像の者【注１】であること確認するため、当該軽度者の要介護に係る認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写しを市町村から入手しなければなりません。ただし、当該軽度者がこれらの結果を介護支援専門員へ提示することに、あらかじめ同意していない場合については、当該利用者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手しなければなりません。※　介護支援専門員は、当該軽度者の認定調査票の写しを福祉用具貸与事業者へ提示することに同意を得たうえで、市町村より入手した認定調査票の写しについて、その内容が確認できる文書を福祉用具貸与事業者へ送付しなければなりません。※　介護支援専門員は、注１で対象とならない軽度者が「要介護１の者等に係る福祉用具貸与費」に係る留意事項通知で示された判断方法による場合（【注２】に該当する者）については、福祉用具の必要性を判断するため、利用者の状態像が、注２のいずれかに該当する旨について、主治医意見書による方法のほか、医師の診断書又は医師からの所見を聴取する方法により、当該医師の所見及び医師の名前を居宅サービス計画に記載しなければなりません。この場合において、介護支援専門員は、福祉用具貸与事業者より、当該軽度者に係る医師の所見及び医師の名前について確認があったときには、利用者の同意を得て、適切にその内容について情報提供しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平11老企22第二の3の(8)㉔ |
| 【例外給付の軽度者に該当するか否かの判断基準】　　※「要介護１の者等に係る福祉用具貸与費」に係る留意事項通知の内容を整理したもの　・　対象外種目は次のとおりであるが、以下のア～ウの判断により一定の状態像に該当する者については、例外給付が認められている。（要介護１、要支援１・２）車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）（要介護２・３）自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）ア　原則として、次の表の定めるところにより、認定調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断する。イ　ただし、以下の表中「■」は、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより居宅介護支援事業者が判断する。なお、この判断の見直しは、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行う。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象外種目 | 厚生労働大臣が定める者イ**【注１】** | 厚生労働大臣が定める者イに該当する基本調査の結果 |
| 車いす・車いす付属品 | 次のいずれかに該当する者(一)　日常的に歩行が困難な者 | 基本調査1-7「3.できない」 |
| (二)　日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 | ■ |
| 特殊寝台・特殊寝台付属品 | 次のいずれかに該当する者(一)　日常的に起きあがりが困難な者 | 基本調査1-4「3.できない」 |
| (二)　日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-3「3.できない」 |
| 床ずれ防止用具、体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者 | 基本調査1-3「3.できない」 |
| 認知症老人徘徊感知機器 | 次のいずれにも該当する者(一)　意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 | 基本調査3-1「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は基本調査3-2～3-7のいずれか「2.できない」又は基本調査 3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨記載されている場合も含む |
| (二)　移動において全介助を必要としない者 | 基本調査2-2「4.全介助」以外 |
| 移動用リフト(つり具の部分を除く) | 次のいずれかに該当する者(一)　日常的に立ち上がりが困難な者 | 基本調査1-8「3.できない」 |
| (二)　移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 | 基本調査2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」 |
| (三)　生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | ■ |
| 自動排泄処理装置 | 次のいずれにも該当する者(一)　排便が全介助を必要とする者 | 基本調査2-6「4.全介助」 |
| (二)　移乗が全介助を必要とする者 | 基本調査2-1「4.全介助」 |

（注）厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省告示第94号）第31号イウ　アにかかわらず、次のⅰ）～ⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。　　この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。　**【注２】**

|  |  |
| --- | --- |
| ⅰ) | 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「厚生労働大臣が定める者イ」に該当する者（例　パーキンソン病の治療薬によるＯＮ・ＯＦＦ現象） |
| ⅱ) | 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「厚生労働大臣が定める者イ」に該当することが確実に見込まれる者（例　がん末期の急速な状態悪化） |
| ⅲ) | 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「厚生労働大臣が定める者イ」に該当すると判断できる者（例　ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） |
| 　注　括弧内の状態は、あくまでもⅰ)～ⅲ)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、ⅰ)～ⅲ)の状態であると判断される場合もありうる。 |

　 |  |
| (23)　介護支援専門員は、居宅サービス計画に特定福祉用具販売を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載していますか。※　福祉用具販売については、その特性と利用者の心身の状況等を踏まえて、その必要性を十分に検討せずに選定した場合、利用者の自立支援は大きく阻害されるおそれがあることから、検討の過程を別途記録する必要があります。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第15条第23号平11厚令38第13条第23号平11老企22第二の3の(8)㉔ |
| (24)　介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に認定審査会意見又はサービスの種類についての記載がある場合には、利用者にその趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って居宅サービス計画を作成していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第24号平11厚令38第13条第24号 |
| (25)　介護支援専門員は、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、介護予防支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例15条第25号平11厚令38第13条第25号 |
| (26)　地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者から介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、介護予防支援の業務を受託することによって、居宅介護支援事業者が本来行うべき居宅介護支援の業務の適正な実施に影響を及ぼすことのないよう配慮していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第26号平11厚令38第13条第26号 |
| (27)　地域ケア会議から、要介護被保険者、居宅要支援被保険者等（以下「支援対象被保険者」という。）への適切な支援を図るために必要な検討や支援対象被保険者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めていますか。※　地域ケア会議が介護保険法上に位置づけられ、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としていることから、より積極的に協力することが求められています。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第15条第27号平11厚令38第13条第27号平11老企22第二の3の(8)㉘ |
| 3-11法定代理受領サービスに係る報告 | (1)　毎月、市町村（審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対し、居宅サービス計画において位置付けられている居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書（給付管理票）を提出していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第16条第1項平11厚令38第14条第1項 |
| (2)　居宅サービス計画に位置付けられている基準該当居宅サービスに係る特例居宅介護サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を、市町村（委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会）に対して提出していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第16条第2項平11厚令38第14条第2項 |
| 3-12利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付 | 利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合、要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第17条平11厚令38第15条 |
| 3-13利用者に関する市町村への通知 | 居宅介護支援を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき②　偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第18条第1号平11厚令38第16条 |
| 3-14管理者の責務 | (1)　管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、居宅介護支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第19条第1項平11厚令38第17条第1項 |
| (2)　管理者は、当該事業所の介護支援専門員その他の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。※　居宅介護支援事業所の管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位の居宅介護支援の提供を行うため、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員等の管理、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握等を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う必要があります。また、管理者は、日頃から業務が適正に執行されているか把握するとともに、従業者の資質向上や健康管理等、ワーク・ライフ・バランスの取れた働きやすい職場環境を醸成していくことが重要です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第19条第2項平11厚令38第17条第2項平11老企22第二の3の(12) |
| 3-15運営規程 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めていますか。運営規程には、次の事項を定めるものとします。①　事業の目的及び運営の方針②　職員の職種、員数及び職務内容③　営業日及び営業時間④　居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額⑤　通常の事業の実施地域⑥　虐待の防止のための措置に関する事項⑦　その他運営に関する重要事項※　②の職員については、介護支援専門員とその他の職員に区分し、員数及び職務内容を記載してください。職員の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えありません。※　④の居宅介護支援の提供方法及び内容については、利用者の相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。※　⑤の通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えて居宅介護支援が行われることを妨げるものではありません。※　⑥の虐待の防止のための措置に関する事項は「第3-27虐待の防止」に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を記載してください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第20条平11厚令38第18条平11老企22第二の3の(12)①平11老企22第二の3の(12)②平11老企22第二の3の(12)③平11老企22第2の3の(12)④ |
| 3-16勤務体制の確保 | (1)　利用者に対し適切な居宅介護支援を提供できるよう、事業所ごとに介護支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。※　原則として月ごとの勤務表を作成し、介護支援専門員については、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。※　当該勤務の状況等は、事業所の管理者が管理する必要があり、非常勤の介護支援専門員を含めて当該事業所の業務として一体的に管理されていることが必要です。　　従って、非常勤の介護支援専門員が兼務する業務の事業所を居宅介護支援の拠点とし独立して利用者ごとの居宅介護支援台帳の保管を行うようなことは認められません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第21条第1項平11厚令38第19条第1項平11老企22第二の3の(13)① |
| (2)　事業所ごとに、当該事業所の介護支援専門員に居宅介護支援の業務を担当させていますか。ただし、介護支援専門員の補助の業務についてはこの限りではありません。※　当該事業所の管理者の指揮命令が介護支援専門員に対して及ぶことが要件となりますが、雇用契約に限定されるものではありません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第21条第2項平11厚令38第19条第2項平11老企22第二の3の(13)② |
| (3)　介護支援専門員の資質の向上のために研修の機会を確保していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第21条第3項平11厚令38第19条第3項 |
| (4)　事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第１１条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第３０条の２第１項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものです。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意してください。ア　事業主が講ずべき措置の具体的内容　　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりです。　　特に以下の内容に留意してください。　①　事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。②　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。　イ　事業主が講じることが望ましい取組について　　パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、上記「ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容」の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいです。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にしてください。（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_05120.html） | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第21条第4項平11厚令38第19条第4項平11老企22第2の3の(13)④ |
| 3-17業務継続計画の策定等 | (1)　感染症及び非常災害が発生した場合において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第21条の2平11厚令38第19条の2 |
| (2)　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| (3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。※　居宅介護支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものです。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平11老企22第2の3の(14)①平11老企22第2の3の(14)② |
| 　ア　感染症に係る業務継続計画　　ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）　　ｂ　初動対応　　　ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） | [ ] 策定済[ ] 未策定 |  |
| 　イ 災害に係る業務継続計画　　　ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）　　　ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）　　　ｃ　他施設及び地域との連携 | [ ] 策定済[ ] 未策定 |  |
| ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。　　職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 | （感染症対応研修）[ ] 実施済[ ] 未実施（災害対応研修）[ ] 実施済[ ] 未実施 | 平11老企22第2の3の(14)③平11老企22第2の3の(14)④ |
| 3-18設備及び備品等 | 　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、居宅介護支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。※　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業との同一の事務室であっても差し支えありません。なお、同一事業所において他の事業を行う場合に、業務に支障がないときは、それぞれの事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものとします。※　専用の事務室又は区画については、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保することとし、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造としてください。※　居宅介護支援に必要な設備及び備品等を確保してください。※　他の事業所及び施設等と同一敷地内にある場合であって、居宅介護支援の事業及び当該他の事業所及び施設等の運営に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所及び施設等に備え付けられた設備及び備品を使用することができます。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第22条平11厚令38第20条 |
| 3-19従業者の健康管理 | 　介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第23条平11厚令38第21条 |
| 3-20感染症の予防及びまん延の防止のための措置 | 当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第23条の2平11厚令38第21条の2平11老企22第二の3の(16) |
| 　一　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」　という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 　二　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 三　当該事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。　※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとしてください。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。ア　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会　　　当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要です。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。(※)　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者　　　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。　　　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。）を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。　　　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が１名である場合は、イの指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えありません。この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましいとされています。イ　感染症の予防及びまん延の防止のための指針　当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。ウ　感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練　　　介護支援専門員等に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。　　　職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。　　　なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。　　　また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。　　　訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 3-21掲示 | (1)　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサ－ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。※　事業者は、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を、事業所の見やすい場所に掲示してください。その際に次に掲げる点に留意する必要があります。　①　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。　②　介護支援専門員の勤務の体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、介護支援専門員の氏名まで掲示することを求めるものではありません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第24条第1項平11厚令38第22条第1項平11老企22第二の3の(17)① |
| (2)　(1)の重要事項の掲示に代えて、重要事項を記載した書面を当該居宅介護護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させていますか。※　重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第24条第2項平11厚令38第22条第2項平11老企22第二の3の(17)② |
| (3)　原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。※　この規定は、令和７年度から義務付けられます。（令和6年厚生労働省令第16号附則第2条）※　原則として、重要事項を当該居宅介護支援事業者のウェブサイトに掲載することを規定したものですが、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。※　介護保険法施行規則第140条の44各号に掲げる基準に該当する居宅介護支援事業所については、介護サービス情報制度における報告義務の対象ではないことから、ウェブサイトへの掲載は行うことが望ましいです。なお、ウェブサイトへの掲載を行わない場合も、上記(1)による掲示は行う必要がありますが、これを上記(2)の備え付けや「3-30 電磁的記録等」①の電磁的記録により行うことができます。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第24条第3項平11厚令38第22条第3項 |
| 3-22秘密保持 | (1)　介護支援専門員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。※　(1)及び次の(2)に係る措置は、一般的には、従業者から秘密保持誓約書等を徴取することや雇用契約書等に記載すること、就業規則に規定すること等が行われています。いずれの場合であっても、秘密保持の期間が、在職中だけでなく、退職後も含まれることが明確になっていることが必要です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第25条第1項平11厚令38第23条第1項平11老企22第二の3の(18)① |
| (2)　介護支援専門員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じていますか。※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時に取り決めるなどの措置を講じてください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第25条第2項平11厚令38第23条第2項平11老企22第二の3の(18)② |
| (3)　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。※　この同意は、居宅介護支援開始時に利用者及びその家族の代表から包括的に同意を得ることで足りるものです。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第25条第3項平11厚令38第23条第3項平11老企22第二の3の(18)③ |
| 3-23広告 | 　居宅介護支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第26条平11厚令38第24条 |
| 3-24居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等 | (1)　居宅介護事業者及び居宅介護支援事業所の管理者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、当該事業所の介護支援専門員に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示をしていませんか。※　これは、居宅サービス計画があくまで利用者の解決すべき課題に即したものでなければならないという居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、居宅介護支援事業者又は居宅介護支援事業所の管理者が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを位置付けるように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。※　また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはなりません。ましてや居宅介護支援事業者又は居宅介護支援事業所の管理者は、当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員に同旨の指示をしてはなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第27条第1項平11厚令38第25条第1項平11老企22第二の3の(19)① |
| (2)　介護支援専門員は、居宅サ－ビス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サ－ビス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。※　居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用者に利益誘導のために特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行うことを禁じた規定です。これも(1)に規定した居宅介護支援の公正中立の原則の遵守をうたったものであり、例えば、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、同一法人系列の居宅サービス事業者のみを利用するように指示すること等により、解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の居宅サービス事業者の利用を妨げることを指すものです。※　また、介護支援専門員は、居宅介護支援費の加算を得るために、解決すべき課題に即さない居宅サービスを居宅サービス計画に位置付けることがあってはなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第27条第2項平11厚令38第25条第2項平11老企22第2の3の(19)② |
| (3)　居宅介護支援事業者及びその従業者は、居宅サ－ビス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サ－ビス事業者等によるサ－ビスを利用させることの対償として、当該居宅サ－ビス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第27条第3項平11厚令38第25条第3項 |
| 3-25苦情処理 | (1)　自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サ－ビス計画に位置付けた居宅サ－ビス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応していますか。※　居宅介護支援等についての苦情の場合には、利用者又はその家族、居宅サービス事業者等から事情を聞き、苦情に係る問題点を把握の上、対応策を検討し必要に応じて利用者に説明しなければなりません。※　当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等をサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載するべきものです。なお、ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは、「3-21 掲示」(3)に準ずるものとします。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第28条第1項平11厚令38第26条第1項平11老企22第二の3の(20)①平11老企22第二の3の(20)④ |
| (2)　(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録していますか。※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。※　苦情の内容等の記録は、５年間保存しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第28条第2項平11厚令38第26条第2項平11老企22第二の3の(20)②条例第31条第2項 |
| (3)　市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第28条第3項平11厚令38第26条第3項 |
| (4)　市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第28条第4項平11厚令38第26条第4項 |
| (5)　自らが居宅サ－ビス計画に位置付けた居宅サ－ビス又は地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第28条第5項平11厚令38第26条第5項 |
| (6) 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第28条第6項平11厚令38第26条第6項 |
| (7)　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第28条第7項平11厚令38第26条第7項 |
| 3-26事故発生時の対応 | (1)　利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。※　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいです。※　「さいたま市介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱指針」（令和5年8月1日改正）の「３　報告の範囲」に該当する事故が発生した場合には、指針に定める手順で介護保険課に報告してください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第29条第1項平11厚令38第27条第1項平11老企22第二の3の(21)① |
| (2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録していますか。※　事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録は、５年間保存しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第29条第2項平11厚令38第27条第2項平11老企22第二の3の(21)①条例第32条第2項第5号 |
| (3)　利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っていますか。※　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、若しくは賠償資力を有することが望まれます。※　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第29条第3項平11厚令38第27条第3項平11老企22第二の3の(21)②平11老企22第二の3の(21)③ |
| 3-27虐待の防止 | 　虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 |  | 条例第29条の2平11厚令38第27条の2 |
| 一　当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 二　当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 三　当該事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| 四　上記一から三に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ※（高齢者虐待に該当する行為）ア　利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。イ　利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。ウ　利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。エ　利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。オ　利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。※　虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、居宅介護支援事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。・　虐待の未然防止　　　事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第３条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要です。・　虐待等の早期発見　　　居宅介護支援事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をしてください。　・　虐待等への迅速かつ適切な対応　　　　虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとします。①虐待の防止のための対策を検討する委員会（第一号）　虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。　　一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。　　なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。　　また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。　　虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとします。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。　　ア　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関することイ　虐待の防止のための指針の整備に関することウ　虐待の防止のための職員研修の内容に関することエ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関することオ　従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関することカ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関することキ　カの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること②虐待の防止のための指針(第ニ号)　　居宅介護支援事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における虐待の防止に関する基本的考え方イ　虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針エ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針オ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項カ　成年後見制度の利用支援に関する事項キ　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項ク　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項ケ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項③虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号）　　従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該居宅介護支援事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。　　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該居宅介護支援事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年１回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。　　また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第四号）　　居宅介護支援事業所における虐待を防止するための体制として、上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。(※)　身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 |  | 高齢者虐待防止法第2条平11老企22第二の3の(22) |
| 3-28会計の区分 | 　事業所ごとに経理を区分するとともに、居宅介護支援の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。※　具体的な会計処理の方法等については、次の通知に基づき適切に行ってください。①　「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて」（平成12年３月10日老計第８号）②　「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年３月28日老振発第18号）③　介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年３月29日老高発第0329第１号） | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第30条平11厚令38第28条平11老企22第二の3の(23) |
| 3-29記録の整備 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第31条第1項平11厚令38第29条第1項 |
| (2)　次の①～⑤に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存していますか。　①　条例第16条第13号に規定する居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録　②　個々の利用者ごとに次の事項を記載した居宅介護支援台帳　　ア 居宅サービス計画　　イ 条例第15条第７号に規定するアセスメント結果の記録　　ウ 条例15条第９号に規定するサービス担当者会議等の記録　　エ 条例第15条第14号に規定するモニタリング結果の記録　③　条例第15第２号の３の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録　④　条例第18条の規定による市町村への通知に係る記録　⑤　条例第28条第２項の規定による苦情の内容等の記録　⑥　条例第29条第２項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録※　「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。 | [ ] はい[ ] いいえ | 条例第31条第2項平11老企22第二の3の(24) |
| 3-30電磁的記録等 | ①　事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例（省令）の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますが、下記のとおり取り扱っていますか。※　書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものです。ア　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によってください。　イ　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によってください。　①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　　②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法　ウ　その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、⑴及び⑵に準じた方法によってください。　エ　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第33条第1項平11厚令38第31条第1項平11老企22第二の5(1) |
| ②　事業者及びサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができますが、下記のとおり取り扱っていますか。※　利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものです。　ア　電磁的方法による交付は、第５－１の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によってください。　イ　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられます。　ウ　電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいです。　※　イ、ウでは、「押印についてのＱ＆Ａ（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にしてください。　エ　その他、電磁的方法によることができるとされているものは、アからウまでに準じた方法によってください。ただし、居宅基準又は居宅基準通知（平11老企25）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従ってください。※　上記①電磁的記録により行う場合及び②電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 条例第33条第2項平11厚令38第31条第2項平11老企22第二の5(2) |
| 第４　変更の届出 |
| 1 変更の届出 | 　事業所の名称及び所在地その他下記の事項に変更があったとき、又は事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。※　変更の届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。ア　事業所の名称及び所在地イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名ウ　申請者の登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）エ　事業所の平面図オ　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴カ　運営規程キ　介護支援専門員の氏名及びその登録番号※　当該事業を廃止又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までにその旨を市長に届け出てください。※　上記の変更、廃止又は休止の届出は、厚生労働省が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 法第82条第1項施行規則第133条法第82条第2項 |
| 第５　介護給付費の算定及び取扱い |
| 5-1基本的事項 | ①費用の額の計算・　費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号）」に、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）」の別表「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」に定める単位数を乗じて算定します。・　単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行います。・　算定された単位数から金額に換算する際に生じる１円未満の端数については、切り捨てて計算します。 |  | 平12厚告20第1～3号、平12老企36第2の1(1) |
| ②加算等の体制届・　加算等の体制届のうち、告示上事前の届出が必要な届出については、令和6年4月1日から厚生労働省老健局長が定める様式により、原則として、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により提出します。ただし、やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法によることも可能とされています。・　事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。また、この場合において、届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することになります。 |  | 平12老企36第1の1,5 |
| ③月の途中で、利用者が死亡し、又は施設に入所した場合等・　死亡、入所等の時点で居宅介護支援を行っており、かつ、当該月分の給付管理票を市町村（審査支払いを国保連合会に委託している場合は、国保連合会）に届け出ている事業者について、居宅介護支援費を算定します。 |  | 平12老企36第3の1 |
| ④月の途中で、事業者の変更がある場合・　利用者に対して月末時点で居宅介護支援を行い、給付管理票を国保連合会に提出する事業者について居宅介護支援費を算定する趣旨であるため、月の途中で事業者の変更があった場合には、変更後の事業者についてのみ居宅介護支援費を算定するものとします。（ただし、月の途中で他の市町村に転出する場合を除きます。） |  | 平12老企36第3の2 |
| 1. 月の途中で、要介護度に変更があった場合

・　要介護度１又は要介護度２と、要介護度３から要介護度５までは居宅介護サービス計画費の単位数が異なることから、要介護度が要介護度１又は要介護度２から、要介護度３から要介護度５までに変更となった場合の取扱いは、月末における要介護度区分に応じた報酬を請求するものとします。 |  | 平12老企36第3の3 |
| ⑥月の途中で、他の市町村に転出する場合・　利用者が月の途中に他の市町村に転出する場合には、転出の前後のそれぞれの支給限度額は、それぞれの市町村で別々に管理することになることから、転入日の前日までの給付管理票と転入日以降の給付管理票も別々に作成します。この場合、それぞれの給付管理票を同一の居宅介護支援事業者が作成した場合であっても、それぞれについて居宅介護支援費が算定されるものです。 |  | 平12老企36第3の4 |
| ⑦サービス利用票を作成した月において利用実績のない場合・　サービス利用票の作成が行われなかった月及びサービス利用票を作成した月においても利用実績のない月については、給付管理票を作成できないため、居宅介護支援費は請求できません。・　ただし、病院若しくは診療所又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設（以下「病院等」といいます。）から退院又は退所する者等であって、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者については、当該利用者に対してモニタリング等の必要なケアマネジメントを行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っている場合は請求することができます。なお、その際は居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録を残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておいてください。 |  | 平12老企36第3の5 |
| 5-2居宅介護支援費 | (1)　基本単位の「取扱件数」の取扱い　基本単位の居宅介護支援費(ⅰ)、居宅介護支援費(ⅱ)、居宅介護支援費(ⅲ)を区分するための取扱件数の算定方法は、事業所全体の利用者(月末に給付管理を行っている者をいう。）の総数に、指定又は委託を受けて行う介護予防支援に係る利用者（厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に該当する地域に住所を有する利用者を除く。）の数に３分の１を乗じた数を加えた数を当該事業所の常勤換算方法により算定した介護支援専門員の員数で除して得た数により該当する区分を適用します。　　要介護者の数　＋ 要支援者の数×１／３　　　──────────────────────　＝　取扱件数　　　介護支援専門員の数（常勤換算方法により算定） |  | 平12老企36第3の7の(1) |
| (2)　居宅介護支援費(Ⅰ)　利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において給付管理票を提出している居宅介護支援事業者について、次の①から③の各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。　なお、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合には、居宅介護支援費（Ⅰ）は算定しません。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ-注1 |
| ①　(1)に示す算定方法により算定した取扱件数が４５未満の場合又は４５以上である場合において、４５未満の部分については、居宅介護支援(ⅰ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ②　取扱件数が４５以上である場合において、４５以上６０未満の部分について、居宅介護支援費（ⅱ）を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ③　取扱件数が４０以上である場合において、６０以上の部分について、居宅介護支援費（ⅲ）を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| (3)　居宅介護支援費（Ⅱ）　公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う居宅介護支援事業者及び居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用並びに事務職員の配置を行っており、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、市長に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った事業者が、利用者に対して居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において市町村又は国民健康保険団体連合会に対し、給付管理票を提出している場合について、次の①から③の各区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定していますか。　なお、居宅介護支援費(Ⅰ)を算定する場合には、居宅介護支援費（Ⅱ）は算定しません。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ-注2 |
| ※　ケアプランデータ連携システムの活用　公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行うケアプランデータ連携システム又は同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムをインストールしている場合に当該要件を満たしていることとなり、当該システムによる他の居宅サービス事業者とのデータ連携の実績は問いません。　※　厚生労働省老健局に設置された居宅介護支援費に係るシステム評価検討会において審査を行い、ケアプランデータ連携システムと同等の機能とセキュリティを有すると認められたシステムについては、居宅介護支援費（Ⅱ）の算定が可能とされています。システム評価検討会での審査の結果認められたシステムは、厚生労働省のサイト「居宅介護支援費に係るシステムの公募について」に掲載されています。（令和６年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol.13）　令和7年4月7日） |  | 平12老企36第3の7の(2) |
| ※　事務職員の配置について　事務職員については、介護支援専門員が行う居宅介護支援に係る一連の業務等の負担軽減や効率化に資する職員としますが、その勤務形態は常勤の必要はありません。なお、当該事業所内の配置に限らず、同一法人内の配置でも認められます。勤務時間数については特段の定めを設けていませんが、当該事業所における業務の実情を踏まえ、適切な数の人員を配置する必要があります。 |  | 平12老企36第3の7の(3) |
| ①　(1)に示す算定方法により算定した取扱件数が５０未満の場合又は５０以上である場合において、５０未満の部分については、居宅介護支援(ⅰ)を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平12厚告20別表イ注2 |
| ②　取扱件数が５０以上である場合において、５０以上６０未満の部分について、居宅介護支援費（ⅱ）を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ③　取扱件数が４５以上である場合において、６０以上の部分について、居宅介護支援費（ⅲ）を利用者の要介護状態区分に応じて算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ |  |
| ※　居宅介護支援費（ⅰ）、（ⅱ）又は（ⅲ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が古いものから順に、１件目から４４件目(常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、４５にその数を乗じた数から１を減じた件数（小数点以下の端数が生じる場合にあっては、その端数を切り捨てた件数）まで)については居宅介護支援費（ⅰ）を算定し、４５件目（常勤換算方法で１を超える数の介護支援専門員がいる場合にあっては、４５にその数を乗じた件数）以降については、取扱件数に応じ、それぞれ居宅介護支援費（ⅱ）又は（ⅲ）を算定してください。ただし、居宅介護支援費(Ⅱ)を算定する場合は、「４４件目」を「４９件目」と、「４０」を「４５」と読み替えてください。 |  | 平12老企36第3の7の(4) |
| 5-3【新】高齢者虐待防止措置未実施減算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【厚生労働大臣が定める基準】　基準第27条の2に規定する基準に適合していること。※　高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、「3-27 虐待の防止」（基準第27条の2）に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。　　具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注3平27厚労告95第82号の2平12老企36第3の8 |
| 5-4【新】業務継続計画未策定減算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。【厚生労働大臣が定める基準】　基準第19条の2第1項に規定する基準に適合していること。※　経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しませんが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成してください。※　業務継続計画未策定減算については、「3-17 業務継続計画の策定等　(1)」（準第19条の2第1項）に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注4平27厚労告95第82号の3平12老企36第3の9 |
| 5-5【新】同一建物等に居住する利用者に対する取扱い | 　居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは居宅介護支援事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していますか。(1)　同一敷地内建物等の定義 　　「同一敷地内建物等」とは、当該居宅介護支援事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該居宅介護支援事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指すものです。　　具体的には、一体的な建築物として、当該建物の１階部分に居宅介護支援事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当します。(2)　同一の建物に２０人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）の定義①　「居宅介護支援事業所における１月当たりの利用者が同一の建物に２０人以上居住する建物」とは、(1)に該当するもの以外の建築物を指すものであり、当該建築物に当該居宅介護支援事業所の利用者が２０人以上居住する場合に該当し、同一敷地内にある別棟の建物や道路を挟んで隣接する建物の利用者数を合算するものではありません。②　この場合の利用者数は、当該月において当該居宅介護支援事業者が提出した給付管理票に係る利用者のうち、該当する建物に居住する利用者の合計とします。(3)　本取扱いは、居宅介護支援事業所と建築物の位置関係により、効率的な居宅介護支援の提供が可能であることを適切に評価する趣旨であることに鑑み、本取扱いの適用については、位置関係のみをもって判断することがないよう留意してください。具体的には、次のような場合を一例として、居宅介護支援の提供の効率化につながらない場合には、減算を適用すべきではありません。　　（同一敷地内建物等に該当しないものの例） 　　　・　同一敷地であっても、広大な敷地に複数の建物が点在する場合　　　・　隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合(4)　(1)及び(2)のいずれの場合においても、同一の建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該居宅介護支援事業所の居宅介護支援事業者と異なる場合であっても該当します。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注5平12老企36第3の10 |
| 5-6運営基準減算 | (1)　別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注6 |
| (2)　運営基準減算が２月以上継続している場合に、所定単位数を算定していませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注6 |
| 【厚生労働大臣が定める基準】　以下の①から⑧に定める規定に適合していないこと①　利用者又はその家族に対し、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等について説明を行い、理解を得ること（基準第4条第2項）②　アセスメントに当たって、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと（基準第13条第7号）③　サービス担当者会議を開催し、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求めること（基準第13条第9号）④　居宅サービス計画原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、同意を得ること（基準第13条第10号）⑤　居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付すること（基準第13条第11号）⑥　少なくとも１月に１回、利用者に面接し、居宅サービス計画の実施状況を把握（モニタリング）すること。（基準第13条第14号）⑦　利用者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合に、サービス担当者会議を開催すること（基準第13条第15号）⑧　居宅サービス計画の変更について、基準13条第3号から第12号までの規定を準用すること（基準第13条第16号） |  | 平27厚労告95第82号 |
| ※　居宅介護支援の業務が適切に行われない場合　次のいずれかに該当する場合に減算します。 |  |  |
| (1)　居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができることについて説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36第3の6(1) |
| (2)　居宅サービス計画の新規作成及びその変更に当たっては、次の場合に減算します。　①　事業所の介護支援専門員が、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接していない場合には、当該居宅サービス計画に係る月（以下「当該月」という。）月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。　②　事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議の開催等を行っていない場合（やむを得ない事情がある場合を除く。以下同じ。）には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。　③　事業所の介護支援専門員が、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していない場合には、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36第3の6(2) |
| (3)　次に掲げる場合においては、事業所の介護支援専門員が、サービス担当者会議等を行っていないときには、当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。　①　居宅サービス計画を新規に作成した場合　②　要介護認定を受けている利用者が要介護更新認定を受けた場合　③　要介護認定を受けている利用者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合 |  | 平12老企36第3の6(3) |
| (4)　居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、次の場合に減算します。　①　当該事業所の介護支援専門員が次に掲げるいずれかの方法により、利用者に面接していない場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。イ　１月に１回、利用者の居宅を訪問することによって行う方法。 ロ　次のいずれにも該当する場合であって、２月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。 ａ　テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 ｂ　サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (ⅰ)　利用者の心身の状況が安定していること。 (ⅱ)　利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (ⅲ)　介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。　②　事業所の介護支援専門員がモニタリングの結果を記録していない状態が１月以上継続する場合には、特段の事情のない限り、その月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算します。 |  | 平12老企36第3の6(4) |
| ※　運営基準減算の対象となる規定の遵守について市長から指導があり、当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものです。 |  |  |
| 5-7中山間地域等居住者加算 | 　別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。※　対象地域：さいたま市の近隣では、春日部市(宝珠花）　（対象地域はこれ以外もあります） | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注9平21厚労告83第2号 |
| 5-8特定事業所集中減算 | (1)　下記の基準に該当する場合には、特定事業所集中減算として、１月につき200単位を所定単位数から減算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注10 |
| 【厚生労働大臣が定める基準】正当な理由なく、事業所において前６月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。 |  | 平27厚労告95第83号 |
| (2)　特定事業所集中減算の取扱いについて、下記に従って、その取扱いを適切に行っていますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 |  |
| 【特定事業所集中減算の取扱いについて】①　判定期間と減算適用期間居宅介護支援事業所は、毎年度２回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用します｡ア　判定期間が前期（３月１日から８月末日）の場合は、減算適用期間を10月１日から３月31日までとします。イ　判定期間が後期（９月１日から２月末日）の場合は、減算適用期間を４月１日から９月30日までとします。②　判定方法各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80％を超えた場合に減算します。※　通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）については、それぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置づけた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えありません。※　具体的な計算式　事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80％を超えた場合に減算します。当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数　　　÷　　当該サービスを位置付けた計画数③　算定手続判定期間が前期の場合については９月15日までに、判定期間が後期の場合については３月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80％を超えた場合については当該書類を市長に提出しなければなりません。なお、80％を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において２年間保存しなければなりません。ア　判定期間における居宅サービス計画の総数　イ　訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画　　　　数　ウ　訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所及び代表者名　エ　②の算定方法で計算した割合オ　②の算定方法で計算した割合が80％を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由④　正当な理由の範囲③で判定した割合が80％以上あった場合には、80％を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市長に提出してください。　なお、市長が当該理由を不適当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱います。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものでありますが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等も含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市長において適正に判断します。　ア　居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に５事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合（例）　訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護について80％を超えた場合は減算が適用される。（例）　訪問介護事業所として４事業所、通所介護事業所として４事業所が所在する地域の場合は、訪問介護及び通所介護、それぞれについて紹介最高法人を位置付けた割合が80％を超えた場合でも減算は適用されない。　イ　特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合（さいたま市内の事業所は対象外）　ウ　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合　エ　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が１月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合（例）　訪問介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置付けられた計画件数が１月当たり平均20件の場合、訪問介護について、紹介最高法人を位置付けた割合が80％を超えても減算は適用されないが、通所介護について80％を超えた場合には、減算は適用される。　オ　サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合（例）　利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。　カ　その他正当な理由と市長が認めた場合【特定事業所集中減算の適正な運用について】（令和6年8月13日　介護保険最新情報　Vol.1304）〇会計検査院から指摘を受けた事態会計検査院により、居宅介護支援事業所において、特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算にあたり、①訪問介護サービス等を位置付けた計画数（分母）を過大に集計したり、②訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数（分子）を過小に集計したりして、特定事業所集中減算の適用に係る割合が80％を超えなかったことから、特定事業所集中減算を適用していなかったことにより、介護給付費を過大に算定していた事態についての指摘がありました。特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因は、以下のとおりです。つきましては、特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算に当たっては、同様の誤りがないよう、ご留意ください。〇特定事業所集中減算の適用に係る割合の計算を誤っていた主な原因①訪問介護サービス等を位置付けた計画数（分母）を過大に集計していたことによるもの 居宅介護支援事業所が訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した場合に、訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画ごとに各月1人1件として数えるべきところ、1件の居宅サービス計画で訪問介護サービスを提供する事業所（以下「訪問介護事業所」という。）が複数である場合に訪問介護事業所ごとに計画数を重複して数えたことにより実際の計画数を上回る集計となるなど、居宅介護支援事業所が計画数の集計方法を誤認していたため、判定期間に占める割合が80％を超えていないとして特定事業所集中減算届出書を市区町村に提出していなかった。②訪問介護サービス等に係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数（分子）を過小に集計したりしていたことによるもの  居宅介護支援事業所が訪問介護サービスを位置付けた居宅サービス計画のうち、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた計画数を数えるべきところ、紹介率最高法人の運営する訪問介護事業所が複数ある場合に一部の訪問介護事業所に係る計画数しか集計していなかったり、他の市区町村に所在する同じ法人が運営する事業所に係る計画数を集計していなかったり、居宅介護支援事業所と同じ法人が運営する訪問介護事業所があるのにこれを除いて計画数を集計していたりするなどしていたため、判定期間に占める割合が80％を超えていないとして特定事業所集中減算届出書を市区町村に提出していなかった。 |  |  |
| 平12老企36第3の10(1)平12老企36第3の10(2)居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて（平成28年5月30日事務連絡）平12老企36第3の10(3)平12老企36第3の10(4) |
|  |
| 5-9サービス種類相互間の算定関係 | 　利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は小規模多機能型居宅介護(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)、認知症対応型共同生活介護（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは複合型サービス(短期利用居宅介護費を算定する場合を除く。)を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定していませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表イ注11 |
| 5-10初回加算 | (1)　新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、１月につき300単位を加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表ロ |
| 【厚生労働大臣が定める基準】　次のいずれかに該当している場合①　新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対し、居宅介護支援を行った場合②　要介護状態区分が２区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合※　初回加算は、具体的には次のような場合に算定されます。ア　新規に居宅サービス計画を作成する場合イ　要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス 計画を作成する場合ウ　要介護状態区分が２区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合　 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平27厚労告94第56号平12老企36第3の9 |
| (2)　運営基準減算に該当する場合は、当該加算は、算定していませんか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表ロ |
| 5-11特定事業所加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った居宅介護支援事業所は、１月につき下記に掲げる所定単位数を加算していますか（ただし、(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)、（Ａ）を同時に算定できません）。(1)　特定事業所加算(Ⅰ)　　519単位(2)　特定事業所加算(Ⅱ) 　421単位(3)　特定事業所加算(Ⅲ) 　323単位(4)　特定事業所加算(Ａ) 　114単位※　特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応や、専門性の高い人材の確保、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。　　特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ａ)の対象となる事業所については、・　公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること・　常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に処理できる体制が整備されている、いわばモデル的な居宅介護支援事業所であることが必要となります。※　特定事業所加算取得事業所については、介護保険法に基づく情報公表を行うほか、積極的に特定事業所加算取得事業所である旨を表示するなど利用者に対する情報提供を行ってください。　　また、利用者に対し、特定事業所加算取得事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行ってください。※　本加算を取得した特定事業所については、毎月末までに、基準の遵守状況に関する所定の記録を作成し、２年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出してください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当[ ] [ ] [ ] [ ]  | 平12厚告20別表ハ平12老企36第3の14(1)平12老企36第3の14(2)平12老企36第3の14(3)⑰平12老企36第3の41(4) |
| (1)　特定事業所加算（Ⅰ）　次に掲げる①～⑬の基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
| 　①　常勤かつ専従の主任介護支援専門員を２名以上配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。）※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事務所の職務を兼務しても差し支えありません。なお、「当該居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者からの委託を受けて介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(1)平12老企36第3の14(3)① |
| 　②　常勤かつ専従の介護支援専門員を３名以上配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。）※　常勤かつ専従の介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある介護予防支援事業所（当該居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けている場合に限る。以下同じ。）の職務と兼務をしても差し支えないものとします。なお、「当該居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者からの委託を受けて介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。　　また、常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員２名を置く必要があること。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員２名及び介護支援専門員３名の合計５名を常勤かつ専従で配置する必要があること。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(2)平12老企36第3の14(3)② |
| 　③　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催していますか。※　「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければなりません。　　　ア　議題については、少なくとも次のような議事を含めること。　　　　㈠　現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 　　 ㈡　過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 　　 ㈢　地域における事業者や活用できる社会資源の状況 　　 ㈣　保健医療及び福祉に関する諸制度　　　　㈤　ケアマネジメントに関する技術　　　　㈥　利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針　　　　㈦　その他必要な事項　　　イ　議事については、記録を作成し、２年間保存しなければならないこと。　　　ウ　「定期的」とは、おおむね週１回以上開催してください。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。その際は個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(3)平12老企36第3の14(3)③ |
| 　④　24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していますか。※　24時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の介護支援専門員が輪番制による対応等も可能です。なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、携帯電話等の転送による対応等も可能ですが、連携先事業所の利用者に関する情報を共有することから、指定居宅介護支援等基準第23 条の規定の遵守とともに、利用者又はその家族に対し、当該加算算定事業所である旨及びその内容が理解できるよう説明を行い、同意を得てください。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(4)平12老企36第3の14(3)④ |
| ⑤　算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護３、要介護４又は要介護５である者の占める割合が100分の40以上ですか。※　要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合が40％以上であることについては、毎月その割合を記録しておかなければなりません。　　　　なお、特定事業所加算を算定する事業所については、積極的に支援困難ケースに取り組むべきこととされているものであり、こうした割合を満たすのみではなく、それ以外のケースについても常に積極的に支援困難ケースを受け入れるべきものでなければなりません。　　　　また、下記⑦の要件のうち、「地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合」に該当するケースについては、例外的に上記⑤の40％要件の枠外として取り扱うことが可能です。（すなわち、当該ケースについては、要介護３、要介護４又は要介護５の者の割合の計算の対象外として取り扱うことが可能です。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(5)平12老企36第3の14(3)⑤ |
| 　⑥　当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していますか。※　「計画的に研修を実施していること」については、当該事業所における介護支援専門員の資質向上のための研修体系と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、介護支援専門員について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めなければなりません。　　　　また、管理者は、研修目標の達成状況について、適宜、確認し、必要に応じて改善措置を講じなければなりません。　　　　なお、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定することになります。　　　　特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同開催による研修実施も可能です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(6)平12老企36第3の14(3)⑥ |
| 　⑦　地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していますか。※　特定事業所加算算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に地域包括支援センターとの連携を図らなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(7)平12老企36第3の14(3)⑦ |
| ⑧　家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していますか。※　多様化・複雑化する課題に対応するために、家族に対する介護等を日常的に行っている児童、障害者、生活困窮者、難病患者等、介護保険以外の制度や当該制度の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していることが必要です。なお、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童」とは、いわゆるヤングケアラーのことを指しています。　　また、対象となる事例検討会、研修等については、上記に例示するもののほか、仕事と介護の両立支援制度や生活保護制度等も考えられますが、利用者に対するケアマネジメントを行う上で必要な知識・技術を修得するためのものであれば差し支えありません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(8)平12老企36第3の14(3)⑧ |
| 　⑨　居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていませんか。　　※　特定事業所加算の趣旨を踏まえ、単に減算の適用になっていないのみならず、特定事業所加算の趣旨を踏まえた、中立公正を確保し、実質的にサービス提供事業者からの独立性を確保した事業所である必要があります。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(9)平12老企36第3の14(3)⑨ |
| 　⑩　居宅介護支援事業所において居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員１人当たり４５名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は５０名未満）ですか。※　取り扱う利用者数については、原則として事業所単位で平均して介護支援専門員１名当たり４５名未満（居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している場合は５０名未満）であれば差し支えないこととしますが、ただし、不当に特定の者に偏るなど、適切なケアマネジメントに支障がでることがないよう配慮しなければなりません。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(10)平12老企36第3の14(3)⑩ |
| 　⑪　法第69条の２第１項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していますか。※　協力及び協力体制とは、現に研修における実習等の受入が行われていることに限らず、受入が可能な体制が整っていることをいいます。　　　　そのため、居宅介護支援事業所は、研修の実施主体との間で実習等の受入を行うことに同意していることを、書面等によって提示できるようにしてください。　　　　なお、特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との共同による協力及び協力体制も可能です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(11)平12老企36第3の14(3)⑪ |
| 　⑫　他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していますか。　※　特定事業所加算算定事業所は質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にあることから同一法人内に留まらず、他法人が運営する事業所の職員も参画した事例検討会等の取組を自ら率先して実施していかなければなりません。※　なお、事例検討会等の内容、実施時期、共同で実施する他事業所等について、毎年度少なくとも次年度が始まるまでに次年度の計画を定めてください。また、年度の途中で加算取得の届出をする場合にあっては、当該届出を行うまでに当該計画を策定してください。特定事業所加算(Ａ)を算定する事業所については、連携先事業所との協力による研修会等の実施も可能です。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(12)平12老企36第3の14(3)⑫ |
| 　⑬　必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス（介護給付等対象サービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等をいう。)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号イ(13) |
| (2)　特定事業所加算（Ⅱ）　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
| 1. 上記特定事業所加算（Ⅰ）の②,③,④,⑥～⑬の基準に適合すること。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ロ(1) |
| 　②　常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ロ(2) |
| ＜（Ⅰ）②、（Ⅱ）②関係＞※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えないものとします。なお、「当該居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者からの委託を受けて介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。　　また、常勤かつ専従の介護支援専門員３名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員３名の合計４名を常勤かつ専従で配置する必要があります。 |  | 平12老企36第3の14(3)⑭ |
| (3)　特定事業所加算（Ⅲ）　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
| 1. 上記特定事業所加算（Ⅰ）の(3),(4),(6)～(13)の基準に適合していますか。
 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ハ(1) |
| 　②　常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ハ(2) |
| ③　常勤かつ専従の介護支援専門員を２名以上配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ハ(3) |
| ＜（Ⅲ）②、③関係＞　※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、介護予防支援事業所の職務に限る。）を兼務しても差し支えないものとします。なお、「当該居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者からの委託を受けて介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。　　　また、常勤かつ専従の介護支援専門員２名とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員２名の合計３名を常勤かつ専従で配置する必要があります。 |  | 平12老企36第3の14(3)⑮ |
| (4)　特定事業所加算（Ａ）　次に掲げる基準のいずれにも適合していること。 |  |  |
| 　①　上記特定事業所加算（Ⅰ）の(3),(4),(6)～(13)の基準に適合していますか。ただし(4)，(6)，(11)及び(12)の基準は他の同一の居宅介護支援事業所との連携により満たすこととしても差し支えないものとします。 | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ニ(1) |
| ②　常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ニ(2) |
| 　③　常勤かつ専従の介護支援専門員を１名以上配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ニ(3) |
| 　④　専従の介護支援専門員を常勤換算方法（従業者の勤務延時間数を事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。）で１以上配置していますか。　　　（ただし、以下に記載する兼務は差し支えないとされています。） | [ ] はい[ ] いいえ | 平27厚労告95第84号ニ(3) |
| ＜（Ⅲ）②、③関係＞※　常勤かつ専従の主任介護支援専門員及び介護支援専門員並びに常勤換算方法で１の介護支援専門員については、当該居宅介護支援事業所の業務に支障がない場合は、当該居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所（介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）の場合にあっては、介護予防支援事業所の職務に限る。）の職務を兼務しても差し支えないものとします。　　なお、「当該居宅介護支援事業所の他の職務」とは、地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業者からの委託を受けて介護予防支援を提供する場合や、地域包括支援センターの設置者からの委託を受けて総合相談支援事業を行う場合等が考えられます。※　常勤かつ専従の介護支援専門員１名並びに常勤換算方法で１の介護支援専門員とは別に、主任介護支援専門員を置く必要があります。したがって、当該加算を算定する事業所においては、少なくとも主任介護支援専門員及び介護支援専門員１名の合計２名を常勤かつ専従で配置するとともに、介護支援専門員を常勤換算方法で一の合計３名を配置する必要があります。 　　この場合において、当該常勤換算方法で１の介護支援専門員は他の居宅介護支援事業所（連携先事業所に限る。）の職務と兼務しても差し支えありませんが、当該兼務に係る他の業務との兼務については、介護保険施設に置かれた常勤専従の介護支援専門員との兼務を除き、差し支えないものであり、当該他の業務とは必ずしも居宅サービス事業の業務を指すものではありません。 |  | 平12老企36第3の14(3)⑯ |
| 5-12特定事業所医療介護連携加算 | 　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った居宅介護支援事業所は、１月につき１２５単位を加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表ニ |
| 【厚生労働大臣が定める基準】　次のいずれにも適合すること。①　前々年度の３月から前年度の２月までの間において退院・退所加算(Ⅰ)イ、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)イ、(Ⅱ)ロ又は(Ⅲ)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数（居宅介護支援費に係る退院・退所加算の基準に規定する情報の提供を受けた回数をいう。)の合計が３５回以上であること。②　前々年度の３月から前年度２月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を１５回以上算定していること。③　特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。※　当該加算の対象となる事業所においては、日頃から医療機関等との連携に関する取組をより積極的に行う事業所であることが必要です。※　退院・退所加算の算定実績について退院・退所加算の算定実績に係る要件については、退院・退所加算の算定回数ではなく、その算定に係る病院等との連携回数が、当該加算を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において３５回以上の場合に要件を満たすこととなります。※　ターミナルケアマネジメント加算の算定実績についてターミナルケアマネジメント加算の算定実績に係る要件については、当該加算を算定する年度の前々年度の３月から前年度の２月までの間において、算定回数が１５回以上の場合に要件を満たすことになります。なお、経過措置として、令和７年３月31日までの間は、従前のとおり算定回数が５回以上の場合に要件を満たすこととし、同年４月１日から令和８年３月31日までの間は、令和６年３月におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数に３を乗じた数に令和６年４月から令和７年２月までの間におけるターミナルケアマネジメント加算の算定回数を加えた数が１５回以上である場合に要件を満たすこととするため、留意してください。※　特定事業所加算(Ⅰ)～(Ⅲ)の算定実績について当該加算は、質の高いケアマネジメントを提供する体制のある事業所が医療・介護連携に総合的に取り組んでいる場合に評価を行うものであるから、他の要件を満たす場合であっても、特定事業所加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)のいずれかを算定していない月は当該加算の算定はできません。 |  | 平27厚労告95第84号の2平12老企36第3の15 |
| 5-13入院時情報連携加算 | 利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者１人につき１月に１回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、（Ⅰ）と（Ⅱ）は、同時に算定できません。(1)　入院時情報連携加算（Ⅰ）　　250単位(2)　入院時情報連携加算（Ⅱ）　　200単位 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当[ ] [ ]  | 平12厚告20別表ホ |
| 【厚生労働大臣が定める基準】①　入院時情報連携加算（Ⅰ）　　利用者が病院又は診療所に入院した日（入院の日以前に当該利用者に係る情報を提供した場合には当該情報を提供した日を含み、居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後に、又は運営規程に定める当該居宅介護支援事業所の営業日以外の日に入院した場合には当該入院した日の翌日を含む。）のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。②　入院時情報連携加算（Ⅱ）　　利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日（①に規定する入院した日を除き、運営規程に定める当該居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して３日目が運営規程に定める当該居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日を含む。）に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。※　「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば、疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいいます。※　当該加算については、利用者１人につき、１月に１回を限度として算定することとします。※　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、ＦＡＸ等）等について居宅サービス計画等に記録してください。情報提供の方法としては、居宅サービス計画等の活用が考えられます。※　入院時情報連携加算(Ⅰ) 利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定します。なお、入院の日以前に情報提供した場合及び居宅介護支援事業所における運営規程に定める営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能です。※　入院時情報連携加算(Ⅱ) 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に所定単位数を算定します。なお、運営規程に定める当該居宅介護支援事業所の営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して３日目が運営規程に定める当該居宅介護支援事業所の営業日以外の日に当たるときは、当該営業日以外の日の翌日に情報を提供した場合も、算定可能です。 |  | 平27厚労告95第85号平12老企36第3の16 |
| 5-14退院・退所加算 | 病院若しくは診療所に入院していた者又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入所していた者が退院又は退所（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は介護福祉施設サービスの在宅・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算していますか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しません。また、初回加算を算定する場合は算定しません。①　退院・退所加算（Ⅰ）イ　　　　450単位　②　退院・退所加算（Ⅰ）ロ　　　　600単位　③　退院・退所加算（Ⅱ）イ　　　　600単位　④　退院・退所加算（Ⅱ）ロ　　　　750単位1. 退院・退所加算（Ⅲ）　　　　　900単位
 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当[ ] [ ] [ ] [ ] [ ]  | 平12厚告20別表ヘ |
| 【厚生労働大臣が定める基準】1. 退院・退所加算(Ⅰ)イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により１回受けていること。1. 退院・退所加算(Ⅰ)ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより１回受けていること。1. 退院・退所加算(Ⅱ)イ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けていること。1. 退院・退所加算(Ⅱ)ロ

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を２回受けており、うち１回以上はカンファレンスによること。1. 退院・退所加算(Ⅲ)

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を３回以上受けており、うち１回以上はカンファレンスによること。※　当該利用者の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用開始月に所定単位数を加算します。ただし、初回加算を算定する場合は、算定しません※　「利用者に関する必要な情報」については、「居宅介護支援費の退院・退所加算(Ⅰ)・(Ⅱ)に係る様式例の例示について」(平成21年3月13日老振発第0313001号）で（別紙２）退院・退所加算に係る様式例「退院・退所情報記録書」が参考として示されています。※　退院・退所加算については、上記①～⑤の算定区分により入院又は入所期間中１回（医師等からの要請により退院に向けた調整を行うための面談に参加し、必要な情報を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合を含む。）のみ算定することができます。※　面談は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。※　カンファレンスは以下のとおりとします。①　病院又は診療所 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料２（※）の注３の要件を満たし、退院後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するもの。

|  |
| --- |
| ※退院時共同指導料２注１　保険医療機関に入院中の患者について、当該保険医療機関の保険医又は看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士が、入院中の患者に対して、当該患者の同意を得て、退院後の在宅での療養上必要な説明及び指導を、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等、薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、当該患者が入院している保険医療機関において、当該入院中１回に限り算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、当該患者が入院している保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは当該保険医の指示を受けた看護師等又は在宅療養担当医療機関の保険医の指示を受けた訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）と１回以上、共同して行う場合は、当該入院中２回に限り算定できる。注３　注１の場合において、入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員（介護保険法第７条第５項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。）又は相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第３条第１項又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第３条第１項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）のうちいずれか３者以上と共同して指導を行った場合に、多機関共同指導加算として（略）所定点数に加算する。 |

②　地域密着型介護老人福祉施設 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第134条第６項及び第７項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者への情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第131条第１項に掲げる地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。③　介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第７条第６項及び第７項に基づき、入所者への援助及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第２条に掲げる介護老人福祉施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。④　介護老人保健施設 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第８条第６項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第２条に掲げる介護老人保健施設に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。⑤　介護医療院 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第12条第６項に基づき、入所者への指導及び居宅介護支援事業者に対する情報提供等を行うにあたり実施された場合の会議。ただし、基準第４条に掲げる介護医療院に置くべき従業者及び入所者又はその家族が参加するものに限る。また、退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合にあっては、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加すること。※　同一日に必要な情報の提供を複数回受けた場合又はカンファレンスに参加した場合でも、１回として算定します。※　原則として、退院・退所前に利用者に関する必要な情報を得ることが望ましいですが、退院後７日以内に情報を得た場合には算定することができます。※　カンファレンスに参加した場合は、上記の「退院・退所情報記録書」の様式ではなく、カンファレンスの日時、開催場所、出席者、内容の要点等について居宅サービス計画等に記録し、利用者又は家族に提供した文書の写しを添付してください。 |  | 平27厚労告95第85の2号平12老企36第3の17(1)平12老企36第3の17(2)平12老企36第3の17(3) |
| 5-15通院時情報連携加算 | 　利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として、５０単位を加算していますか。※　同席にあたっては、利用者の同意を得た上で、医師又は歯科医師等と連携を行ってください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表ト平12老企36第3の18 |
| 5-16緊急時等居宅カンファレンス加算 | 　病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて、当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合、利用者１人につき１月に２回を限度として、200単位を加算していますか。※　当該加算を算定する場合は、カンファレンスの実施日（指導した日が異なる場合は指導日もあわせて）、カンファレンスに参加した医療関係職種等の氏名及びそのカンファレンスの要点を居宅サービス計画等に記載してください。※　当該カンファレンスは、利用者の病状が急変した場合や、医療機関における診療方針の大幅な変更等の必要が生じた場合に実施されるものであることから、利用者の状態像等が大きく変化していることが十分想定されるため、必要に応じて、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス及び地域密着型サービスの調整を行うなど適切に対応してください。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表チ平12老企36第3の19(1)平12老企36第3の19(2) |
| 5-17ターミナルケアマネジメント加算 | 　在宅で死亡した利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った居宅介護支援事業所が、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に２日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合、１月につき400単位を加算していますか。 | [ ] はい[ ] いいえ[ ] 非該当 | 平12厚告20別表リ |
| 【厚労働大臣が定める基準】ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者について、24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備していること。※　在宅で死亡した利用者の死亡月に加算することとしますが、利用者の居宅を最後に訪問した日の属する月と、利用者の死亡月が異なる場合には、死亡月に算定してください。※　一人の利用者に対し、一か所の居宅介護支援事業所に限り算定できます。なお、算定要件を満たす事業所が複数ある場合には、死亡日又はそれに最も近い日に利用した居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画を作成した事業所がターミナルケアマネジメント加算を算定することとします。※　ターミナルケアマネジメントを受けることに利用者又はその家族が同意した時点以降は、次に掲げる事項を支援経過として居宅サービス計画等に記録してください。　①　終末期の利用者の心身又は家族の状況の変化や環境の変化及びこれらに対して居宅介護支援事業者が行った支援についての記録　②　利用者への支援にあたり、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者等と行った連絡調整に関する記録　③　当該利用者が、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した者に該当することを確認した日及びその方法※　ターミナルケアマネジメントを受けている利用者が、死亡診断を目的として医療機関に搬送され、24時間以内に死亡が確認される場合等については、ターミナルケアマネジメント加算を算定することができます。※　ターミナルケアマネジメントにあたっては、終末期における医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握する必要がります。また、その際には、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めてください。 |  | 平27厚労告95第85の3号平12老企36第3の20 |